

令和8年度予算編成方針

令和7年8月

茅ヶ崎市

1 実施計画2025から実施計画2030へ

(1) 実施計画2025の基本的考え方

令和5年度から7年度までを計画期間とする「茅ヶ崎市実施計画2025」は、コロナ禍直後に策定された計画であり、新型コロナウイルス感染症への対応のため守りの態勢であった行財政運営を、まちの未来を見据え、攻勢へと舵を切り、これまでにない水準で行財政資源を投入して様々な取組を進めてきた。

「茅ヶ崎市実施計画2025」の計画期間には、中学校給食の実現や、小児医療費の対象の拡大、小中学校の体育館への空調設備の設置、道の駅の整備等の取組を進め、「茅ヶ崎市総合計画」に掲げる将来の都市像「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の実現を図ってきたところである。

(2) 実施計画2030の基本的考え方

これまで本市は、人口増加とともに多様化する市民ニーズに対応するため、きめ細やかに行政サービスの展開を図ってきたが、令和6年1月に本市は人口のピークを迎え、人口減少期に入ったことにより、市民ニーズはさらに変化し、また、行財政資源の量は減少していく。そのため、時代の変化に合わせた行政サービスへと、そのあり方を変化させていかなければならない。

現在策定を進めている「茅ヶ崎市実施計画2030」は人口減少期で策定する初の実施計画であり、このような考え方に沿って策定を進めていく必要がある。

そのため、「茅ヶ崎市実施計画2030」では、人口減少期においても真に必要なサービスを安定して提供すること、人口減少に伴ってまちが衰退することのないよう、まちの活力を創出する取組を進めていくことの2点に着目して、実施計画事業の優先度を設定していくこととしている。

<人口減少期でも真に必要なサービスの安定した提供>

市民の暮らしに必要な行政サービスの提供は市の役割であるが、人口減少期にも継続して、ソフト施策、インフラ施設や建築物等のハード施策ともに、現行の水準や方法で事業を継続することにより、サービスを維持していくことは困難と考えられ、時代に合わせた工夫が求められる。今後においては、現在の方法で継続して行政サービスを提供することを前提とせず、時代の変化・

ニーズの変化を捉えて必要なサービス水準を精査した上で、サービス提供にあたって各職員の知恵と工夫により最適な手法を選択することにより、行政サービスの安定的な提供を図っていく必要がある。

<まちの活力を創出する取組>

人口減少に伴ってまちが衰退することのないよう、人口減少期だからこそ、まちの魅力を高め、まちの活力を創出する取組が必要となる。しかし、まちの活力は行政だけでつくり出せるものではなく、また、多くの場合ゼロからつくり出すことは難しい。既にこのまちが有している強みに着目し、民間事業者や市民団体等の民間の主体が関わることにより、強靱な活力が創出される。

まちの活力を創出する取組については、まちの強みに着目するとともに、民間の主体と積極的に連携し、民間の主体が持つノウハウやスピード感等の強みを最大限に生かして取組を進めていかなければならない。

2 予算編成に向けた基本的な考え方

(1) 令和8年度の位置づけと現状の認識

このように、令和8年度は「茅ヶ崎市実施計画2030」の初年度として、将来を見据えた持続可能なまちづくりへの第一歩となる重要な年度となる。

一方、現下の経済状況は米国の関税政策の影響等により世界情勢は不安定化しており、労務単価や物価の高騰は依然として収束の兆しが見えない。国内においても、国政の不透明感など、地方自治体を取り巻く環境は不確実性が増している。

このような中、基礎自治体として市民に必要な行政サービスを安定的に提供し続けるためには、外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応できる行財政運営が求められる。

(2) 職員の創意工夫、事務事業の休廃止による継続的事務事業経費の縮減

限られた行財政資源の中で安定的に行政サービスを提供し続けるためには、既存の事務事業を徹底的に見直す必要がある。その際、単なるコスト削減にとどまらず、AI・RPAなどのデジタル技術を活用した事務事業の効率化や庁内ノウハウの共有、職員の創意工夫による行政サービスの質向上を目指す取組が重要である。

また、令和7年7月7日付 行政改革推進課長通知「継続的事務事業分析・評価（中間）結果一覧について（送付）」において事業終了の候補とされた事業（以下、「終了対象事務事業」という。）は、速やかな事業終了を前提とし、そこから生み出された財源は新たな施策へ転換を図っていくこととする。

不断の事業見直しと効率化によって創出される財源こそが、「茅ヶ崎市実施計画2030」の事業を着実に推進するための基盤となることを改めて認識していただきたい。

（３）令和8年度の予算編成に向けて

「茅ヶ崎市実施計画2025」で進めてきた多くの事業は、本市の魅力向上に寄与してきた一方で、一定のランニングコストを伴う事業もあり、将来的な財政負担の増加は避けられない状況である。前述のとおり、本市も人口減少という新たなフェーズに突入しており、今後の大幅な税収増は期待できない。そのような状況を踏まえ、令和8年度は「攻めの行財政運営」から「サステナブルな行財政運営」への移行へと舵を切り、持続可能性を最優先に据えた予算編成を行うこととする。

「茅ヶ崎市実施計画2030」においては、新たな行政課題への対応や市民ニーズに応える事業の推進が求められるが、将来的に固定的なコスト増を招く事業や職員の増員を前提とする事業、市債の発行を要する事業については、持続可能性の観点から、より慎重かつ厳格な査定を行い、堅実な行財政運営を進めていく。

３ 予算要求について

（１）一般的事項

<継続的事務事業経費（扶助費等を含む）>

継続的事務事業経費（扶助費等を含む）とは、実施計画事業経費に該当せず、これまでも経常的に実施されている事業に係る経費を指すものである。

継続的事務事業経費に係る要求額の見積りに当たっては、原則として令和7年度当初予算における事業費を上限の目安とするが、自然増が生じることがやむを得ない事情のある扶助費や、昨今の物価高騰に伴う資材等の単価上昇に伴う増、選挙関連や統計関連など、令和7年度当初予算には計上がないも

の、令和 8 年度における事業実施が不可欠なもの、施設点検の結果、実施すべき修繕など、特段の事情がある経費についてはその限りではない。

しかしながら、より多くの実施計画事業経費を予算化し、事業実施につなげていくためにも、「終了対象事務事業」の速やかな廃止を検討するなど、事業見直しの結果をしっかりと予算要求に反映すること。

なお、「茅ヶ崎市実施計画 2 0 3 0」に位置づけられていない経費のうち、その内容が実施計画事業に該当すべきものについては、継続的事務事業経費での予算要求を認めないものとする。

(予算査定)

財政課監督職による総括のもと、財政課担当者によるヒアリングから一件査定へという流れとなるが、経常経費の縮減によって捻出された財源をもって実施計画事業経費を予算化していくというコンセプトに加え、将来の財政負担を少しでも軽減していく必要があるという認識のもと、継続的事務事業経費に対する予算査定は、厳しいものとならざるを得ない。

<実施計画事業経費>

「茅ヶ崎市実施計画 2 0 3 0」に位置づけられた事業に係る経費のうち、総合政策課からの別途通知において令和 8 年度予算の要求の水準に達していると示されたものに限り、実施計画事業経費としての予算要求を認めるものとする。

予算要求に当たっては、より多くの政策的事業を実現していくためにも、実施計画事業調書に記載された事業費をそのまま予算要求するのではなく、事業費や事業実施手法などを精査し、可能な限り経費の縮減に努めること。

(予算査定)

実施計画事業経費については、総合政策課において整理された事業の優先度を踏まえつつ、要求された経費水準の妥当性や事業手法の適正性の精査を中心とした幅広い視点でのヒアリング及び査定を行っていくこととなるが、物価高騰などの影響による経費の増加や、将来的な財政負担を見据えた中では、個々の実施計画事業経費に対する予算査定についても、相当に厳しいものとなる。

なお、「茅ヶ崎市実施計画 2 0 2 5」では、一部のゼロ査定となった事業を

除き、原則として要求されたすべての事業に対して財源が配分されていたが、「茅ヶ崎市実施計画2030」では、社会保障関連経費の増や労務単価をはじめとした物価高騰等の影響もあり、すべての事業に対し財源を配分できる可能性は低いと想定される。

したがって、予算要求が可となった事業においても採択点数の低い事業については、財源配分対象外（＝ゼロ査定）となる可能性があるため留意すること。

また、予算編成過程における財源不足の状況が芳しくなく、調整が難航した際には、事業の必要性等の有無にかかわらず、再査定による削減や特定の性質の経費に対する一律の削減など、更なる対応が必要となる可能性もあることに留意すること。

（２）歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては「歳入の更なる確保が、政策的事業のより多くの実現につながっていく」という視点を十分に踏まえ、すべての歳入科目について、既存財源の更なる拡充と新たな財源の確保を常に念頭に置きながら見積りを行うこと。また、制度の変更が生じることが予想されるものについては関係機関との連絡を密にし、遺漏のないよう努めること。

① 市税

市税収入については、直近の経済状況等の社会情勢を的確に反映するのはもちろんのこと、近年の増収傾向も踏まえた上で、新たな増減要因が判明した場合は確実に当初予算に反映させること。また、「茅ヶ崎市実施計画2030」に位置づけた事業をより多く事業化していくという観点から、過度に悲観的な見込みによるのではなく適切な水準により見積もること。

また、市税の更なる徴収率の向上に向けて、保険料など税外収入を所管する部局とも緻密な連携を図りながら取組を進めること。

② 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮するとともに、受益者負担の原則に基づく受益と負担の適正化を図ること。

③ 使用料及び手数料

「受益者負担の適正化」の観点から、原則として維持管理経費を考慮した上で受益者負担の水準を検討し、適正に設定すること。また、使用料等の減額免除の見直しを徹底し、予算に反映すること。

指定管理者制度導入施設の利用料金については行政改革推進課と協議・調整すること。

使用料や手数料については、前年度の予算計上額によらず、適切かつ慎重に見積もること。

④ 国・県支出金

国・県支出金等については、最新の情報を積極的に収集し、補助対象を的確に把握すること。近年、一部の補助金について補助率どおりの内示が見込めない状況にあるため、補助金の確保を国や県に対して積極的に働きかけるとともに、実際に想定される交付率を考慮し、的確な額を予算に反映すること。

また、従前では国・県支出金を受けていない既存事業においても、事業のロジック立てを改めて精査し、事務フローの見直しを行うことで、新たに補助対象とできた事例などもある。そのため、市の単独事業として実施している既存事業についても今一度、補助対象の可否について検討すること。

特に、普通建設事業費については、その実施に際して補助金のみならず市債を活用することが大半であるが、市の単独事業として発行する市債と国庫補助金を伴って発行する市債とでは、後年度の基準財政需要額に算入される財政措置に大きな差があり、国庫補助金を活用することで将来の負担を大幅に軽減することができることを十分に認識し、安易に単独事業の立案を行うことは厳に慎むこと。

⑤ 財産収入

市有財産の利活用に向けては、「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）」及び「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」を踏まえ、積極的な検討を行うこと。

新たな財源確保の観点から、各課かいで所管している行政財産につい

ては、特定の行政目的を達成するために取得したものであるということは十分に踏まえながらも、「行政財産の貸付制度」の活用の余地が見込まれるものについては積極的な検討を行うとともに、統廃合などを行うことで処分の可能性が見込まれるものや、時代の流れとともに事業目的が変化し、市として保有する必要性が薄れてきた財産については、廃止かつ売却も視野に入れた検討を行うこと。

⑥ 寄附金

各課かいで所管している特定目的基金については、基金の趣旨及び設置目的等を積極的かつ丁寧に周知し、PRを図ること。

特に、ふるさと納税に伴う寄附金については、依然として他市への流出額が本市への流入額を上回っている状況にある。そのため、シティプロモーションを一層推進し、更なる寄附の受入れ拡大に努めるとともに、企業版ふるさと納税制度についても積極的に活用すること。

⑦ 繰入金

特定目的基金からの繰入金については、基金の設置目的等に合致する事業に対して積極的に活用すること。

また、近年、当初予算編成における財源不足を解消するため、財政調整基金からの繰入金を当初予算の歳入として予算計上せざるを得ない状況が続いているが、単年度の予算編成における財源不足を単に補うための投入は極力控えること。

⑧ 諸収入

「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）」に基づく広告事業のうち、既存のものについては更なる広告料の増加を目指すとともに、新たな広告媒体について積極的に検討し、実施が見込まれるものについては歳入予算に計上すること。

また、ネーミングライツについては、その活用を積極的に検討し、更なる自主財源の確保に努めること。

⑨ 市債

市債については、財政上の収入と支出との年度間調整、住民負担の世代間の公平性の確保という観点では有効な財源である。

しかしながら、「茅ヶ崎市実施計画2025」の計画期間中に数多くの実施計画事業を実施したことで、今後の公債費が増加することは確実であり、後年度への財政影響は少なくない。そのため、このタイミングで市債を活用してでも真に実施すべき事業なのかという必要性の観点については、これまで以上に厳しい視点に基づいて事業を十分に精査するなど、慎重な運用に努めること。

また、市債については、借入メニューによって交付税措置などの財政措置の内容が大きく異なる。市債の活用が可能なハード事業の立案に際しては、これらの財政措置の有無が将来の財政運営に多大なる影響を及ぼすという認識のもと、交付税措置の優遇が多いメニューに対する意識を高く持って事業立案や市債活用の検討を行うこと。

(3) 歳出に関する事項

歳出の要求に当たっては、実施計画事業経費、継続的事務事業経費（扶助費等含む）の別に関わらず、その経費の細部にわたり、改めてその積算の妥当性や事業実施手法の適正性を吟味し、必要最小限の経費に限って予算要求すること。

特に、継続的事務事業経費については、事業費の精査や事業手法の見直し等により経費を圧縮することで、より多くの実施計画事業の実施につなげることができることを十分に踏まえた中で、「行財政経営改善戦略」の方向性に基づく取組を適切に予算に反映するのはもちろんのこと、「終了対象事務事業」の速やかな廃止を検討するなど、事業見直しの結果をしっかりと予算要求に反映すること。

① 人件費

人件費については、人事院勧告等を踏まえた給与改定及び職員の定年延長制度導入に伴う経費の増加も見込まれるなど、経費の増加傾向は避けられない状況にある。

「行財政経営改善戦略」における「人財活躍推進方針」や「茅ヶ崎市職員の人財育成基本方針」に基づき、適切な事業規模のもとで真に必要な職員数の精査や、積極的なデジタル技術の活用、管理職のマネジメントによ

る時間外勤務手当の縮減などに可能な限り努めること。

また、会計年度任用職員に係る経費の予算要求については、必要に応じて行政改革推進課との協議・調整を行うこと。

② 物件費

物件費については、最も大きな比率を占める委託料をはじめとして、近年は増加傾向が長期にわたり続いている状況にある。

行政需要の多様化や、デジタル化の進展に伴うシステム関係経費の増など、避けられない点はあるものの、固定的な物件費の増加が本市財政の硬直化の一因になっている。

これらの状況を踏まえ、特に物件費のうち経常的なものについては、可能な限りの縮減を図ること。

③ 維持補修費

公共施設（インフラ系・建築物系のいずれも含む）については、市民にとって「常に安心して使用・利用できること」が前提となり、適切な修繕等の対応が行われず、その機能が損なわれるような事態は防がなければならない。

このため、予防保全の観点を踏まえた中で、インフラ系公共施設については各施設所管課において議論を深め、建築物系公共施設については各施設所管課が必要に応じて資産経営課、建築課及び教育施設課と議論を深めることにより、しかるべき優先順位付けを行うことを前提として、必要とされる経費については適切に予算要求すること。

なお、優先順位の設定にあたっては、必要性の観点で十分に議論した結果に基づき、真に実施すべき修繕であるかどうか慎重に判断すること。

④ 扶助費

扶助費については、市民のセーフティネットの観点も踏まえて適切に積算を行う必要があるが、予算額の不足等への懸念を理由とした過度な経費の計上は、実施計画事業経費の予算計上への影響が大きいため、十分に対象者数等のシミュレーションを行った上で、過不足のない経費を予算要求すること。

その上で、対象者数の増加が見込まれる場合でも、機械的に増額計上す

るのではなく、その増額が限られた財源の中で他分野の施策に与える影響も十分に踏まえ、創意工夫や代替策の検討などを通じて、可能な限り経費の抑制に努めること。

また、近年の扶助費の増加が財政運営の柔軟性に一定の影響を及ぼしていることを踏まえ、各事業の必要性や規模、基準の妥当性についても改めて検証すること。特に市単独事業については、現在の社会情勢に照らして内容の見直しを行い、必要に応じて事業規模の縮小や廃止を検討すること。

⑤ 補助費等

補助金については、市単独の補助金については必要に応じて適切な見直しを各部局で行い、その結果に基づいて予算要求すること。

なお、当然のことながら、これまで見直しを行った補助金については、その見直しの効果は将来にわたって継続すべきものであるという認識のもと、令和 8 年度予算における復元は認めない。

⑥ 普通建設事業費

普通建設事業費については、そのほとんどが実施計画事業経費となることが想定されるため、原則として総合政策課が予算要求の水準に達していると示した実施計画事業に係るものに限り、予算要求を認めることとする。

要求額の見積りに当たっては、可能な限りの精査に努めるとともに、昨今の急激な物価変動等を的確に捕捉し、予算要求に反映すること。

なお、令和 6 年 4 月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業に適用開始され、建設業法上の違反行為事例として「時間外労働の上限規制に抵触する工期設定」が挙げられていることから、長時間労働を防止し、週休 2 日等の休日確保することを前提とした工期設定を行うとともに、週休 2 日制確保モデル工事の適用検討を行うこと。

また、公共工事施工時期の平準化実施による中長期的な工事量の安定化を図ることは、財政負担の平準化及び入札不調・中止リスクの軽減のみならず、公共工事従事者の処遇改善及び建設業者の経営健全化等に寄与し、結果的に公共工事の品質確保につながる事となる。そのため、各公

共工事の施工時期を再度精査し、中長期的な計画に基づく予算要求を行うとともに、年度内の平準化に寄与するゼロ債務負担行為制度の活用検討を行うこと。

市債の発行を伴うことが確実である普通建設事業費については、前述した財政負担への影響を十分に踏まえた中で、どの事業をいつのタイミングで実施すべきなのかという議論をしっかりと行った中で、「将来的な財政負担を考慮してでもなお、令和 8 年度で行うべきである」と判断されたものに限り、令和 8 年度予算に計上していくべきものとする。そのため、要求された普通建設事業費の予算化に当たっては、事業の優先順位に関するさまざまな議論を経て、慎重に判断していくものとする。

4 その他の事項

- ① 継続費、債務負担行為及び長期継続契約を新たに設定する場合は、将来の財政硬直化の要因となることから、慎重に検討を行った上で、予算要求に際しては財政課に事前協議を行うこと。
- ② 各特別会計に対する繰出金、負担金については、一般会計への負担の軽減の観点から縮減を図ること。特に、地方公営企業である公共下水道事業及び病院事業については独立採算の原則に基づき、一般会計に依存しない経営に努めること。